

児童扶養手当&特別児童扶養手当のご案内

●児童扶養手当制度

母子・父子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

受給資格

手当を受けることができる人は、次の条件にあてはまる18歳に達した年の年度末までの児童を監護しているひとり親、又は養育者で、所得が一定の額未満の人です。

- 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母に一定の障害がある児童
- 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 母が婚姻(事実婚を含む)によらないで生まれた児童等

※児童が政令で定める障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

所得制限

資格のある人は、所得に関わらず申請できます。ただし、申請者や扶養義務者の所得により手当の支給に制限があります。また、平成30年8月より所得制限限度額が引き上げられます。詳しくは、小鹿野庁舎・住民課までお問い合わせください。

児童扶養手当額

こどもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給) ※所得に応じて決定
1人の場合	42,500円	42,490円～10,030円
2人目の加算額	10,040円	10,030円～5,020円
3人目以降の加算額(1人につき)	6,020円	6,010円～3,010円

●特別児童扶養手当制度

精神又は身体に一定の障害のある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

受給資格

精神や身体に一定の障害のある児童を監護する父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している人で、所得が一定の額未満の人です。

特別児童扶養手当額

区分	手当月額
1級該当児童1人につき	51,700円
2級該当児童1人につき	34,430円

各手当の受給者は現況届の提出を忘れずに!

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は、役場からの案内通知を確認のうえ、忘れずに提出してください。

現況届が未提出の間は、手当が支給されませんのでご注意ください。

また、いずれの手当も、何らかの事情により、過払いが発生した場合には返還をさせていただくことになっております。

申請手続き等について詳しくは、小鹿野庁舎・住民課子育て包括支援室までお問い合わせください。

問合せ●小鹿野庁舎・住民課 子育て包括支援室 ☎75-4101

住民票の写し等の交付に係る「本人通知制度」を行っています

町では、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人及び第三者に交付したとき、本人に通知する「本人通知制度」を行っています。

この通知を受けるためには、事前に申込が必要です。なお、申込ができる人は、小鹿野町に住民登録をしている人、又は本籍がある人です。

申込には、個人番号カード、写真付住基カード、パス

ポート、運転免許証などの本人確認書類と認印が必要です。

申込&問合せ●小鹿野庁舎・住民課 ☎75-1418



「子育て包括支援室」情報

ちびっこサロン(予約制).....

集団が苦手・人見知りが多いなどの心配はありませんか。遊びを通して集団生活に慣れていく月1回の親子教室です。保健師や保育士とゆっくり相談ができます。

日時●8月7日(火)9:30～11:30

場所●児童館

対象●1歳6カ月以上で3歳未満のお子さんと保護者

内容●あそびや個別相談

※初めて参加される人はご連絡ください。



問合せ●小鹿野庁舎・住民課 子育て包括支援室 ☎75-4101

助産師による「ほっと ハグくむ... ママサロン」...

秩父圏域1市4町の定住自立圏の事業として開催しています。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施していくため、一人ひとり、その人の状態に合った育児アドバイスや母乳相談が受けられます。これから出産を迎える妊婦さんも大歓迎です。

8月には小鹿野町を巡回します。この機会にお気軽にご相談ください。

日時●毎週水・金曜日10:00～12:00 13:00～15:00 ※祝日、年末年始は除く

場所●横瀬児童館

※8月8日(水)は横瀬町町民会館で、8月3日(金)、10日(金)、24日(金)は長瀬町多世代ふれあいベース長瀬で行います。

<巡回相談>

日時●8月1日(水)、22日(水)10:00～12:00、13:00～15:00

場所●小鹿野町児童館

対象●妊婦、産婦、子育て中の人

内容●助産師さんからの育児アドバイスや母乳相談

費用●無料 ※来所順で行います。

子育て応援講座 ～ペアレントメンターをご存知ですか?～

ペアレントメンターとは、相談にのるための研修を受け続けている発達障害の子どもを育ててきた先輩お母さんです。「ちょっと気になるなあ...」など、子育てに悩んでいる保護者の皆さん、ペアレントメンターのお話を聞いて同じような立場のお母さんと交流してみませんか。

日時●9月14日(金)11:30～13:00

場所●小鹿野文化センター・研修室

内容●①「ちょっと気になる子に適した環境とは」(お話:埼玉県ペアレントメンター) ②プチ交流会

対象●就学前から小学3年生までの子育てに悩んでいる保護者

費用●無料

申込み●8月31日(金)までに保健福祉センター・福祉課又は小鹿野庁舎・住民課へお申し込みください。申込用紙は、下記の課に用意してあります。

問合せ●保健福祉センター・福祉課 ☎75-4109
小鹿野庁舎・住民課 子育て包括支援室 ☎75-4101

交通事故被害者のご家族へ援護金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、18歳以下の人で保護者(一方又は双方)が交通事故(陸海空全ての交通事故が対象)により、死亡又は重い障害を負った人をいいます。

給付対象●平成29年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の人

給付額●10万円(子ども1人につき)※1回のみ

給付時期●11月又は来年5月

申請書提出期限●11月給付分は8月31日(金)まで
来年5月給付分は2月28日(木)まで

提出先●みずほ信託銀行浦和支店へ郵送又は持参してください。

(さいたま市浦和区高砂2-6-18) ☎048-822-0191

※申請書は、小鹿野庁舎・住民課で配布しています。

問合せ●埼玉県防犯・交通安全課 ☎048-830-2958